(1)正社員転換等について					
①不本意非正規雇用労働者の正社員転換等					
番号	取組	取組内容	現時点までの実績		
1	ハローワークにおける正社員就職の実現	パローワークにおいて、正社員求人を積極的に確保するほか、正社員就職に向けた担当者制による支援やマッチング強化に取り組む。また、フリーター女性に配慮したキャリアコンサルティングの実施、団塊ジュニア世代を対象とする相談窓口を設置する等、利用者それぞれの状況に対応したきめ細かな就職支援を行う【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	非正規求人やパート求人を受理している事業主に対し正社員での求人のメリット等を説明し、正社員 求人への転換を促すことで、正社員求人数の増加を図った。正社員求人提出事業所で紹介になかな か至らない求人等の条件緩和を促し、応募しやすい求人へと変換することで、紹介件数を増やし、正 社員就職者数の増加を図った。また、正社員での就職を阻害する要因なく非正規やパートでの就職を 希望する方等に正社員での就職のメリット等を説明し、正社員求人への応募を促し、就職の増加を 図った。それから求職者数が減少している中、担当者制によるきめ細かな職業相談を実施することで、 マッチング強化を図った。		
②対象者別の正社員転換等 若者等に係る取組					
番号	取組	取組内容	現時点までの実績		
1	若者の職業能力開発の推進	若者の職業能力開発を支援するため、高卒者等を対象として、職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための長期間の訓練課程の訓練等を実施するとともに、ジョブ・カードを活用した雇用型訓練(雇用した従業員を対象とした、企業内での実習(OJT)と教育訓練機関等での座学等(Off-JT)を組み合わせた実践的訓練)を推進する。	徳島県産業人材育成支援会議において、徳島県立テクノスクールの入校・修了状況について報告があり、委員と入校者の状況に応じた就職促進について検討した。 有期実習型訓練によるジョブ・カードの取得促進と正社員就職については、積極的な実施に向け、常時ジョブ・カードセンターと意見交換を行っている。		
		②対象者別の正社員転換等			
		で対象有別の正社員転換寺 派遣労働者に係る取組			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績		
1	改正労働者派遣法の円滑な施行	労働者派遣で働く方が正社員になる道を開いていくためには、その職業能力開発や、正社員としての就業機会を提供していくこと等に取り組むことが重要である。平成27年改正労働者派遣法においては、派遣元に対して、計画的な教育訓練や希望者へのキャリアコンサルティングを義務付け、派遣先への直接雇用の依頼等の雇用安定措置を講ずることを派遣元の責務とすること、正社員の募集情報提供義務を派遣先に課すことなどを盛り込んでいる、その円滑な施行に取り組む。その際、雇用安定措置の実施に当たっては、労働者派遣事業の許可の取消しも含めた厳正な指導により3年見込みの派遣労働者に係る義務の履行を確保するだけでなく、1年以上の雇用契約を結んだ派遣労働者に係る努力義務についても周知徹底し、適正な運用を促す。また都道府県労働局に設置した相談窓口において派遣労働者からの相談対応を行う。さらに、平成24年改正労働者派遣法に基づき成27年10月1日から施行された「労働契約申込みみなし制度」を円滑に施行し、派遣労働者の雇用の安定を確保しつつ違法派遣を是正することにより、労働者保護を図る【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	総合相談窓口を設置して、派遣労働者等からの相談に応じるとともに、平成27年改正派遣法について派遣元、派遣先事業主に対して説明会を実施した。定期的に事業所訪問を実施して、雇用安定措置や均衡待遇、キャリア形成支援法改正の内容の周知を図った。		

②対象者別の下社員転換等					
有期契約労働者に係る取組					
番号	取組	取組内容	現時点までの実績		
1	キャリアアップ助成金の活用促進	キャリアアップ助成金により有期契約労働者の正規雇用等への転換について活用促進を図る【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	118人(28年度末)		
②対象者別の正社員転換等 短時間労働者に係る取組					
番号	取組	取組内容	現時点までの実績		
1	正社員転換推進措置の推進 (パートタイム労働法の履行確保)	パートタイム労働法第13条(正社員転換措置)の規定に基づき、各事業場における正社員転換措置が講じられるよう事業場を訪問し、法の履行確保を図る。【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	平成29年8月末時点における実績は、30件。		
②対象者別の正社員転換等					
番号	取組	地域における正社員転換等の取組 取組内容	現時点までの実績		
1	若者の職業能力開発の推進	若者の職業能力開発を支援するため、高卒者等を対象として、職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための長期間の訓練課程の訓練等を実施するとともに、ジョブ・カードを活用した雇用型訓練(雇用した従業員を対象とした、企業内での実習(OJT)と教育訓練機関等での座学等(Off-JT)を組			
番号	取組	(2)待遇改善について 取組内容	現時点までの実績		
<u> </u>	取組 ユースエール認定企業の数	労働局 H P への掲載、経済団体、中小企業団体等への周知要請、学卒ジョブサポーター等の求人開拓や求人受理時の周知、助成金窓口及び雇用保険適用窓口での周知及び個別勧奨、合同面接会・企業説明会・会議・セミナー時の周知、地方自治体の広報誌等での周知依頼などによりユースエール認定企業数の増加を図	新規学卒求人の経済5団体要請時、新規学卒求人要請のための中小企業団体訪問時、新卒応援 本部等会議開催時においてリーフレットを活用しユースエール認定制度の概要、メリット等を説明した。		
2	短時間労働者の雇用管理改善に向けた企業の自主的な取組の促進 (「パートタイム労働者活躍企業宣言サイト」の周知)	パートタイム労働者活躍企業診断サイトを活用して、雇用管理上の課題について企業の自主的な確認を促すとともに、診断結果が一定水準を満たす企業には、パート労働者活躍企業宣言サイトにおいて「パート労働者活躍企業宣言」を行うことを推奨する。【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	平成29年8月末時点における実績は、30件。		